

第三十号議案

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例制定の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例

（設置）

第一条 箕面駅周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便及び公共の福祉に資するとともに、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、当該地域の活性化に資するため、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目一二番六七号
箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 普通車 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル及び高さ二・一メートル以下のものをいう。

二 普通車（中型） 道路交通法施行規則第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル若しくは高さ二・一メートルを超えるもの又は積載量二トン以上三トン未満のものをいう。

三 単車 道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

四 原動機付自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（二輪車に限る。）をいう。

五 自転車 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

（事業）

第三条 駐車場等は、第一条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 駐車場等の利用に関する事業

二 自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）の駐車環境の改善に資する事業

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（駐車できる自動車等）

第四条 箕面市立箕面駅前第一駐車場（以下「第一駐車場」という。）、箕面市立箕面駅前第二駐車場（以下「第二駐車場」という。）及び箕面市立箕面自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

一 第一駐車場 普通車、普通車（中型）及び單車

二 第二駐車場 普通車

三 自転車駐車場 原動機付自転車及び自転車

（第一駐車場の特別利用）

第五条 市長は、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第十八条の規定に基づく駐車設備として第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

（指定管理者による管理）

第六条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場等の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 第三条の事業の実施に関すること。

二 駐車場等の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場等の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定

める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、駐車場等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 駐車場等を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 駐車場等を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第八条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（変更の届出）

第九条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第十条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第六条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場等の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

（供用の日時）

第十一条 駐車場等の供用の日は、毎日とし、供用の時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て供用の日時を変更することができる。

（供用の休止）

第十二条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場等の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場等の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

（駐車制限）

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車等の入場を禁じ、又は退場を命じることができる。

一 駐車場等が満車であるとき。

二 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。

三 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。

四 他の自動車等の駐車を妨げる物品を積載しているとき。

五 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が駐車場等を利用する必要があるとき。

ロ 駐車場等が利用できないと市長が認めるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、駐車場等の管理に支障があるとき。

（行為の禁止）

第十四条 駐車場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車等の駐車を妨げる行為
- 二 駐車場等の施設及び駐車中の自動車等を汚損し、又は損傷する行為
- 三 火気を使用する行為
- 四 飲食物その他物品を販売する行為
- 五 他の駐車場等を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場等の管理に支障があると認める行為

（立入りの禁止）

第十五条 駐車場等を利用する者（以下「利用者」という。）その他駐車場等に用務のある者以外は、駐車場等へ立ち入ってはならない。

（利用料金）

第十六条 利用者は、駐車場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付するこ

とができる。

（指定管理者が行う個人情報取扱い）

第十七条 指定管理者は、駐車場等の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 駐車場等の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

（原状回復義務）

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場等の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場等の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（善良な管理者の注意義務）

第二十条 指定管理者は、駐車場等における自動車等の駐車に關し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車等の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

（委任）

第二十一条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の廃止）

2 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例（平成十六年箕面市条例第四十八号）は、廃止する。

（準備行為）

3 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場等の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例）

4 市長は、この条例に基づく最初の指定管理者の指定手続については、第七条の規定にかかわらず、駐車場等の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第七条第一項の規定により選定した民間事業者（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

5 第七条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。

6 第六条第三項の規定にかかわらず、附則第四項の規定により指定された指定管理者が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社である場合に限り、指定管理者は、PFI法第七条第一項の公募に応募した者に対し、あらかじめ市長の承認を得て、業務の全部又は一部を委託することができる。

（経過措置）

7 附則第二項の規定による廃止前の箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の規定により発行された自動車定期駐車券及び自動車回数駐車券並びに次項の規定による改正前の箕面市立自転車駐車場条例の規定により発行された駐車定期券及び回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

（箕面市立自転車駐車場条例の一部改正）

8 箕面市立自転車駐車場条例（昭和五十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中箕面市立箕面自転車駐車場の項を削る。

（提案理由）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営事業の実施に当たり、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場を設置するとともに、その管理について指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。